



2021年11月12日

各位

会社名 株式会社中国銀行  
代表者名 取締役頭取 加藤 貞則  
(コード：8382、東証第1部)  
問合せ先 執行役員総合企画部長 山縣 正和  
(TEL：086-223-3111)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、2021年11月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を通じて株主の皆さまへの利益還元を図るため

2. 取得に係る事項の内容

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類  | 普通株式   |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 1,200,000株(上限)<br>(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合0.6%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 10億円(上限)                                       |
| (4) 取得期間       | 2021年11月15日～2021年12月30日                        |

(ご参考) 2021年9月30日時点の自己株式の保有

発行済株式総数	195,272,106株
自己株式数	8,361,751株

以上

[ 本件に関するお問合せ先 ]

総合企画部 長谷川

TEL：086-223-3111